

＜個別案件確認表（組織委員会）＞

組織委員会担当確認年月日 令和3年4月12日

東京都作業部会確認年月日 令和3年5月25日

事業名 共同実施事業（IC乗車券）

案件名 東京2020大会における大会関係者の公共交通機関の利用に係る運賃精算の契約

| 確認の視点 | | 組織委員会の見解 | 備考 |
|---|-----|---|----|
| 経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること | | <ul style="list-style-type: none"> ● 本件は、大会関係者に公共輸送機関の無料利用を提供する事業であり、開催都市契約大会運営要件に記載されている必要な事業である。 ● 経費負担の基本的な考え方は、平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであり、パラ経費の組織委員会2：国1：都1である。 | |
| 事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること | | <ul style="list-style-type: none"> ● 開催都市契約大会運営要件に基づき、大会運営の一環として行う事業であることから、運営主体である組織委員会が一括して執行することが効率的、効果的である。 ● バス・フリートを含め関係者輸送に係る事業は、組織委員会が一括して実施しているため、関係各部門との調整など意見の反映が可能であり効率的である | |
| 経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること | 必要性 | <ul style="list-style-type: none"> ● 東京2020大会において、大会関係者は、大会運営のために各地に点在する会場等を頻繁に移動する必要があるため、公共交通機関による輸送を提供することが必須である。 ● 開催都市契約大会運営要件にも記載されているため、大会運営上欠かせない施策となっている。 ● コロナ対策による公共交通の利用制限には、IC乗車券を配布しないなどの対応方法が検討されている。 | |
| | 効率性 | <ul style="list-style-type: none"> ● 既存のIC乗車券の仕組みを利活用するとともに交通機関の利用実績にもとづき精算されるので、必要最小限の経費のみである。 | |
| | 納得性 | <ul style="list-style-type: none"> ● 契約書の内容を精査し、単価は通常の普通大人運賃が適用されるため、納得性がある。 | |
| その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること | | <ul style="list-style-type: none"> ● 大会運営の一環として行う事業であることから、パラ経費については公費負担の対象として適切である。 | |

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。